

柏崎市新ごみ処理場整備運営事業

実施方針等に係る質問・意見に対する回答

令和6年（2024年）3月4日

柏崎市

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
1	実施方針	6	第3章	1					事業者の募集及び選定方法	令和6年4月中旬に予定されている募集公告及び募集要項等の公表に併せて、予定価格も公表されるものと推察します。近年の物価上昇は著しく、資材費や労務費などの種目によっても上昇幅が大幅に異なり、設計・建設や運営の各業務段階において提案の幅を広げるためにも、予定価格のうち設計・建設業務費と運営業務委託費の各々に上限額を設定せず、総事業費の合計額での評価としていただくようお願いします。	ご意見として参考にいたします。
2	実施方針	8	第3章	2	(2)				実施方針等に関する質問及び意見の受付並びに回答	実施方針および要求水準書（案）の質問回答は、入札公告後も有効との認識でよろしいでしょうか。	実施方針および要求水準書（案）の質問回答は、事業契約と結びつくものではありません。
3	実施方針	8	第3章	3	(1)				応募者の構成	「応募者は、設計・建設業務及び運営業務を実施する予定の複数企業によるグループで構成し、本市に本店がある企業を少なくとも1社は構成企業に含めること。」とありますが、その企業の役割に関しては特に問わないとの理解でよろしいでしょうか。	実施方針9～11頁に示す3（2）イ「各業務を行う者の要件」を参照ください。
4	実施方針	8	第3章	3	(1)				応募者の構成	「特別目的会社を設立する場合には、応募者は、本事業の設計・建設業務又は運営業務を行う企業のうち、構成員及び協力企業から構成されるものとする（構成員のみで構成することも可能）。」とありますが、貴市に本店を置く企業からの出資が必要との理解でよろしいでしょうか。	本市に本店を置く企業からの出資は必須ではありません。
5	実施方針	9	第3章	3	(2)	イ	(ア)		本施設のプラントの設計・建設業務を行う者の要件	本業務はエネルギー回収型廃棄物処理施設のプラントの設計・建設業務を行う者と、マテリアルリサイクル推進施設のプラントの設計・建設業務を行う者との共同で実施させていただくことは可能でしょうか。可能な場合、当該項目に記載の参加資格要件は次のとおり読み替えてもよろしいでしょうか。 「応募者のうち、本施設のプラントの建設業務を行う者は、単独又は複数の企業で構成するものとし、このうち少なくとも1社はa、b及びcを満たす企業であることとする。」	ご提案を認めます。 なお、エネルギー回収型廃棄物処理施設の設計・建設業務を行う者は、a、b及びcの要件を全て満たすことを条件とします。
6	実施方針	10	第3章	3	(2)	イ	(ウ)	b	本施設の建築物の建設を行う者の要件	当該実績は、建築物等の建設を最大出資者として甲型共同企業体で請け負った実績でもお認めいただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
7	実施方針	10	第3章	3	(2)				応募者の参加資格要件	解体業務を行う者の要件として「アスベストを含有する建築物の解体工事を元請として受注し、実施した実績を有すること。」とありますが、その建築物の規模(延べ床面積等)は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施方針	15	第6章	1	(2)				事業者の責めに帰すべき自由により本事業の継続が困難となった場合	「事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合・・・」とありますが、事業者の財務状況は建設期間を通じて定期的に報告しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目							タイトル	質問等の内容	回答
9	実施方針	20	添付資料-2						事業スキーム図(案)	特別目的会社を設立しないことを想定した質問となりますが、最優秀提案者となるグループは、入札参加資格審査申請時に建設工事や運営業務の各段階の役割を登録して示す必要があるとの理解でよろしいでしょうか。また、その登録内容は、建設事業者や運営事業者の下請であることも明示する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、建設事業者や運営事業者の下請企業も、基本契約や基本協定の締結当事者になるとの理解でよろしいでしょうか。	入札参加資格審査申請時には、建設工事や運営業務の各段階の役割を示していただく想定ですが、下請けか否かの明示までは想定していません。 なお、建設事業者や運営事業者の下請企業であっても、構成企業として登録する企業については、基本契約及び基本協定の締結当事者となります。	
10	実施方針	20	添付資料-4						建設段階 物価変動リスク	令和6年4月中旬に予定されている募集公告及び募集要項等の公表に併せて、予定価格も公表されるものと推察されますが、昨今の建設費高騰により、募集公告の日～事業提案書提出日～事業契約締結までの期間において物価上昇が想定され、その期間中に事業者側で見込む物価上昇が過剰となる可能性があります。つきましては、スライド金額算出の起点となる基準日を、予定価格が公表される募集公告の日と併せていただくよう、お願いします。	ご意見として参考にいたします。	
11	実施方針	20	添付資料-4						建設段階 物価変動リスク	物価変動による請負代金額の見直しは、建設工事の建築工事や建築設備工事、資材等の各費目や金額に対して、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。	募集公告時に公表する募集要項等を参照ください。	
12	実施方針	20	添付資料-4						運営段階 物価変動リスク	改定頻度については、年度中においても急激な上昇・下落が生じた場合は、改定協議をさせていただきたく、お願いします。	募集公告時に公表する募集要項等を参照ください。	
13	実施方針	20	添付資料-4						運営段階 物価変動リスク	当該リスクはアローワンスの設定がないものと認識しておりますが、近年の物価上昇は著しく、人件費や用役費（電気・薬剤・燃料等）、維持補修費などの種目によっても上昇幅が大幅に異なるため、使用する物価指標が実態と乖離した内容であると、事業者側で新たにリスクの設定が必要となります。そのため、委託費のお支払いをいただける費目ごとに適した物価指標を設定いただくか事業提案としてご提案させていただきたく、お願い申し上げます。	ご意見として参考にいたします。	
14	実施方針	20	添付資料	4					リスク分担(案)	建設段階の物価変動リスクについて事業者に△(従)が付けられていますが、事業者側の負担はどの程度お考えでしょうか。	募集公告時に公表する募集要項等を参照ください。	
15	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	1							各機器の余裕率	能力の余裕率をご指定いただいている機器がありますが、余裕率は事業者の経験により提案するものとしていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。	
16	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	エ		工事計画	要求水準書添付資料-2に記載の仮設計量棟設置想定位置は、既存ごみ処理場の運営動線上にあたり、工事制約(スペース、日時等)が考えられますが、その制約条件についてご教示願います。	仮設計量棟設置想定位置の南側スペースは特に制約はありません。北側のスペースは、既存ごみ処理場の灰搬出車両が利用する動線のため、土曜の午後から日曜日にかけてのみ使用が可能です。	
17	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	4	第1章	第1節	3	(2)	エ		工事計画	仮設計量棟設置工事の期間中の既存ごみ処理場の運営動線変更をご提案し、協議させて頂くことは可能でしょうか。	ご提案いただくことは構いません。ただし、協議の結果、提案が認められない可能性はあります。	

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
18	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(3)	ア		工事のスケジュール	全体スケジュール及び業務範囲の概略を記載頂いていますが、有価物ストックヤードの解体工事期間について、各工事に影響がない場合は、工期内での変更は可能と考えてよろしいでしょうか。	各工事への影響だけでなく、既存ごみ処理場へのごみ搬入車などの関係者への安全への配慮も必要です。要求水準書(案)に記載のとおり、解体に必要な調査等を、ごみの搬入が行われない日に実施するなど、安全に配慮したうえで、本市が認めた場合は可能です。
19	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(3)	イ		工事のスケジュール	「市民のごみ搬入の切り換え後に、し尿処理場等の解体工事を実施すること」と記載がありますが、安全に配慮した上で外壁のアスベスト除去などの作業が可能な場合は先行して作業可能と考えてよろしいでしょうか。	質問回答No18を参照ください。
20	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	5	第1章	第1節	3	(3)			工事のスケジュール	「令和7年10月末までに…仮設事務所棟の設置」と記載ありますが、7ヶ月の工期で新規計量データ処理装置の納入設置は困難と思われます。既存施設を移設/改造の御考えでしょうか。	原則として、既存ごみ処理場の移設/改造は考えておりませんが、ごみの搬入が無い土曜の午後から日曜日にかけて実施するなど、既存ごみ処理場の運用に影響を及ぼさないよう対策されるのであれば、対応可能です。
21	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)	イ・ウ		敷地周辺設備	上水道の引込み、生活排水設備のつなぎ込みによる工事負担金・分担金は御市所掌と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、建設事業者の所掌とします。
22	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)			敷地周辺設備	「各種取合い点は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」を参照のこと。」とありますが、要求水準書添付資料-1に各種設備の取合い点の記載がありません。上水の引込点、排水(雨水・生活)の取り合い点、電話・通信の引込点をご教示願います。	上水、電話及び通信は事業実施区域の西側入口近傍に引込点、排水は敷地南側に取合い点があります。詳細は、募集公告時の要求水準書添付資料を参照ください。
23	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)	ア		電力	「接続に係る工事及び接続に係る諸手続きについては、建設事業者の負担で行うこと」とありますが、これは取り合い点以降のことを示し、電力の引き込みに係る工事負担金が必要となる場合は市様の負担と理解してよろしいでしょうか。工事負担金が事業者負担の場合は、事業者が把握するには困難なため、市様にて負担金をお示しいただき、受注後に精算いただきますようお願いいたします。また、電力取合い点も含めて建設事業者が東北電力ネットワークと直接調整させて頂く事をご了解願います。	要求水準書(案)に記載のとおり、建設事業者の所掌とします。
24	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	7	第1章	第1節	5	(6)			敷地周辺設備	各種取合い点は、要求水準書添付資料-1「事業実施区域」を参照のこととありますが、記載がないようすででご明示願います。	質問回答No22を参照ください。
25	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	8	第1章	第1節	6	(2)			試運転期間	試運転期間は、受電から竣工引渡まで期間と考えますが、工事工程との調整で受電日を令和10年10月から前倒しすることは可能でしょうか。	前倒ししても構いません。
26	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	2	(1)			表1-2 処理対象物の種類及び計画処理量	計画処理量の19,493t/年は可燃性粗大ごみの処理量が含まれた値と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	2	(1)			計画ごみ処理量	計画処理量(t/年)としては、表1-2における「小計19,493 t/年」ではなく、発生量の10%でご想定のごみ処理量を見込む「合計21,442t/年」であると考えてよろしいでしょうか。	募集公告時に公表する募集要項等を参照ください。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
28	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	9	第1章	第2節	2	(1)			処理能力	表1-2と添付資料-4の計画ごみ処理量の数値に相違があります。どのように解釈すればよろしいでしょうか。また、R13年度以降の年間の計画ごみ処理量についてもご教示願います。	添付資料-4の数値を正とお考え下さい。詳細は、募集公告時に公表する要求水準書等を参照ください。
29	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	10	第1章	第2節	2	(2)	イ		計画ごみ質	可燃分元素組成について、基準ごみのみご提示いただいておりますが、ほかのごみ質については事業者にて想定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	ア		搬入出車両	災害廃棄物運搬車両のダンプ時高さが分かる車両図面をご提示いただけないでしょうか。	現状では、災害廃棄物の運搬車両が明確に確定しているわけでは無いため、提示は困難です。
31	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	ア		搬入出車両	「災害廃棄物運搬車両（災害時）の10tダンプを想定し」と記載がありますが、災害廃棄物運搬車両はプラットフォームの投入扉からごみピットへごみを投入するという想定でよろしいでしょうか。その場合、投入扉は1門のみ災害廃棄物車両が投入可能な寸法とするという理解でよろしいでしょうか。	前段のご質問について、ご理解のとおりです。後段のご質問について、投入扉は3門すべてが災害廃棄物車両が投入可能な寸法としてください。
32	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	ア	(イ)	搬出車両	焼却主灰、飛灰処理物の車両として10tダンプをご指定されておりますが、その天蓋の開閉動作は、屋内で行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	イ		搬入形態	表1-5の内容は、「原則であり、それ以外の搬入形態の可能性もある。」とのことですが、マテリアル施設の残さについて、車両搬送のご提案は可能でしょうか。	ご提案を認めます。
34	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	11	第1章	第2節	2	(3)	ウ		搬入車両台数	添付資料-7に「柏崎市クリーンセンターにおける時間帯別搬入車両台数実績」の掲載がありますが、これは各年度の最大搬入車両台数日のものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、窓口受付件数の台数は含まれておりません。
35	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	13	第1章	第2節	2	(5)			余熱利用計画	「焼却処理により発生する熱エネルギーは、発電及び蒸気及び温水供給による場内余熱利用に活用すること」とありますが、本施設の給湯設備は、P.199に「給湯設備の形式は余熱利用の程度により提案する」とあります。P199に記載の方を正とし、利便性・経済性・維持管理性から判断し、事業者による提案と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
36	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	13	第1章	第2節	2	(5)			余熱利用計画	電気利用以外に熱エネルギーとして、ロードヒーティングでの余熱利用がありますが、単位面積当たりの必要熱量[W/m2]についてご要求はありますでしょうか。	提示している建設用地の条件に対して、必要十分な設計としてください。
37	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	14	第1章	第2節	2	(7)			焼却主灰及び飛灰処理物の溶出基準	焼却主灰及び飛灰処理物の溶出基準値としてP14の表1-7には8項目ありますが、一方でp45の表 引渡性能試験方法の9焼却主灰、10飛灰処理物では9項目とされています。P14の表1-7に記載の8項目が正との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	3	(1)			表1-9 処理対象物の種類及び計画処理量	計画処理量1,278t/年における可燃性粗大ごみ量を御教授願います。	計画処理量1,278t/年における可燃性粗大ごみ量のデータはありません。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
39	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	3	(2)	ア		表 1-10 処理対象物の概要	処理対象物にマットレスとありますが、スプリング入りマットレスも含まれておりますでしょうか。また、マットレスの年間及び月毎の発生量(枚数)を御教示頂けないでしょうか。	スプリング入りマットレスの搬入実績は年間約900～1000個です。詳細は、募集公告時に公表する要求水準書添付資料を参照ください。
40	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	15	第1章	第2節	3	(2)	ア		処理対象物の概要	表1-10 処理対象物にマットレスとありますが、スプリング入りマットレスも含まれておりますでしょうか。また、マットレスの年間及び月毎の発生量(枚数)をご教示願います。	前段のご質問について、スプリング入りマットレスも含まれます。 後段のご質問について、質問回答No39を参照ください。
41	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	3	(5)	ア		処理可能最大寸法	「幅1,000mm×長さ2,000mm」と記載されてますが、P121 低速回転破砕機では処理対象物寸法「幅1,500mm×長さ600mm×高さ2,200mm」となっております。どちらを正とすればよろしいでしょうか。	「幅1,000mm×長さ2,000mm」は、本施設で受付ける粗大ごみの寸法基準です。このサイズより小さい粗大ごみが本施設で受入れる粗大ごみとお考え下さい。「幅1,500mm×長さ600mm×高さ2,200mm」は低速回転破砕機の仕様となります。
42	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	3	(5)	イ	(ア)	低速回転破砕機破砕処理後の寸法	「低速回転破砕機 300 mm以下(重量割合で85%以上)」と記載がありますが、一般的には「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」に示される400 mm以下(重量割合で85%以上)と存じます。後工程の高速回転破砕機出口にて破砕処理後寸法150mm以下(重量割合で85%以上)を遵守することを前提に、低速回転破砕機においては400mm以下(重量割合で85%以上)とすることをお認めいただけませんかでしょうか。	ご提案を認めます。
43	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	17	第1章	第2節	3	(5)	イ		破砕処理後の寸法	「低速回転破砕機300 mm以下(重量割合で85%以上)」と記載がありますが、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017改訂版)」より400 mm以下(重量割合で85%以上)との理解でよろしいでしょうか。	質問回答No42を参照ください。
44	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第3節	1	(3) (4) (5)			騒音 振動 悪臭	敷地境界の範囲は、添付資料-1に記載のある「事業実施区域」と「既存ごみ処理場使用区域」の敷地全体(赤線と青線で囲われた範囲)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	22	第1章	第3節	1	(3) (4) (5)			騒音、振動、悪臭	敷地境界とは添付資料-1に記載のある「事業実施区域」(赤線で囲われた範囲)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	23	第1章	第3節	2	(4)			排水対策	「本施設及び既存施設有価物リサイクル棟から発生する生活排水は、浄化槽で処理した後、河川放流すること。」とありますが、既存施設有価物リサイクル棟からの生活排水処理量、事業実施区域内の取り扱い位置、事業者所掌範囲等が不明のため、これらの条件をご提示願います。	有価物リサイクル棟の勤務体制については、月、水、金が11名、火、木が7名です。1人当たりの1日の使用回数については、平均5回程度で、11名体制の日は5回/日程度、7名体制の日は3回/日程度と推定します。
47	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	27	第1章	第4節	1	(3)			内訳書の作成	「令和7年度に補助金対象内工事の出来高計上は認めない。なお、補助金制度では、年度間調整ができないため、留意すること。」とありますが、各年度の出来高予定額と支払限度額は入札公告時には、公表されるとの理解でよいでしょうか。	ご意見として参考にいたします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	
48	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	27	第1章	第4節	1	(4)			本要求水準書の 記載事項	本要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは一例であり、基本設計図書及び実施設計図書で補足・完備しなければならないとありますが、（参考）に記載されている内容は順守した上で不足している内容を完備するという理解でしょうか。または、事業者が提案する内容により（参考）の内容を変更し、目的を遂行するために完備するという理解でしょうか。	後者のご理解のとおりです。	
49	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	28	第1章	第4節	1	(5)	イ	(カ)	地震対策	SUS304のアンカーボルトの適用範囲は、屋外（プラットフォーム、蒸気復水器ヤード等の屋外雰囲気のある場所も含む）に設置される機器及び水を扱う機器と考え、建築物のアンカーには適用しないと理解してよろしいでしょうか。	建築物のアンカーにも適用します。	
50	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	29	第1章	第4節	1	(5)	ウ	(ア)	c	長寿命化対策	屋外の扉は「ステンレス製」と記載がありますが、弊社において採用実績の多い「鋼製の扉の上耐候性塗装仕上げ」とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
51	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(1)	オ		国土交通省工事 共通仕様書（最新 版）	「（最新版）」とは入札図書提出時点での最新版との理解でよろしいでしょうか。	事業提案書の提出時点の最新版とします。なお、基本設計及び実施設計時に最新版が更新されている場合には、可能な限り最新版に合わせることにします。	
52	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	32	第1章	第4節	2	(3)	ウ		地中障害物	「地中障害物の存在が確認された場合は、本市に報告した上で費用負担も含めて本市と協議すること」とありますが、工期についても協議頂けるものと考えてよろしいでしょうか。また、土壌汚染対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	前段のご質問については、ご理解のとおりです。後段のご質問については、地中障害物等の内容にもよります。	
53	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	33	第1章	第4節	2	(3)	エ	(ウ)	工事関係車両の 進入退出路	「工事関係車両が、既存ごみ処理場使用区域内を通行することは原則として認めない」とありますが、敷地制約上、北側出入口を使用し、既存ごみ処理場使用区域内の通行が必要となる場合は、誘導員の配置など安全を確保したうえでの通行は可能と考えてよろしいでしょうか。	ごみ搬入車両の受付時間内は認めません。また、受付時間外の取扱いについては、本市との協議により決定とします。	
54	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	33	第1章	第4節	2	(3)	オ	(キ)	仮設工事	施工監理用事務所の備品・消耗品が建設事業者の負担となっていますが、項目・数量をご提示お願いします。提示が出来ない場合、建設事業者所掌から外し、実際に使用する施工監理監督者様所掌とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。	
55	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	34	第1章	第4節	2	(3)	ク	(ク)	工事排水	「本工事から生じる排水は仮設沈砂池又は濁水処理プラントで適切に処理した後に、本市が認めた排水側溝等へ接続し、排水すること」と記載ありますが、具体的にこの排水側溝へ接続すればよいかご教示願います。	排水経路については、貴社にて計画してください。なお、雨水排水の接続点は、No 2 2の回答を参照ください。	
56	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	35	第1章	第4節	2	(3)	サ		作業日及び作業 時間	「作業時間は、午前8時30分から午後5時」と記載がありますが、体操・朝礼や作業準備、作業後の片付け作業の時間は含まないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、工事関係車両の通行については、通勤・通学の時間帯に配慮願います。	

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
57	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	35	第1章	第4節	2	(3)	サ		作業日及び作業時間	「作業日は、年末・年始を除いた日のうち、原則として4週8休」とありますが、4週8閉所（4週間のうち、休工が8日間）ではなく、4週8休（監督員や作業員が交代で4週間のうち、8日間休みを取得）との理解でよろしいでしょうか。なお、工事期間に余裕がないため、4週8閉所は難しいものと考えております。	ご理解のとおりです。 ただし、土日及び祝日に作業を実施する場合は、事前に本市の承諾を得ることを条件とします。
58	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	35	第1章	第4節	2	(3)	サ		作業日及び作業時間	「作業時間は、午前8時30分から午後5時までとする。」とありますが、朝礼・KYや準備作業は、午前8時からの開始でもよろしいでしょうか。また、工程遵守するために午後5時以降の残業を行うことを合理的な理由としてお認め頂くことは可能でしょうか。	前段のご質問については、No56の回答を参照ください。 後段のご質問については、原則として、要求水準書（案）に記載のとおりとします。
59	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	37	第1章	第4節	2	(4)	ウ	(イ)	構造設計担当者による管理	「構造設計担当者による配筋自主検査及び鉄骨製品自主検査」が記載されていますが、弊社の実績では、現地監督員による検査対応としています。他案件と同様に現地監督員による自主検査とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
60	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	40	第1章	第6節	3				試運転及び運転指導に係る費用	マテリアルリサイクル推進施設の試運転で発生する不燃残渣の処分も市様のご負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	42	第1章	第7節	2	(4)			焼却主灰及び焼却飛灰の溶出試験	「引渡試験中に、月1回、計3回の焼却主灰及び飛灰処理物の溶出試験を実施」とありますが、どのように解釈すればよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
62	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	44	第1章	第7節	2	(3)	カ		騒音（敷地境界） 「非定常時とする（脱臭装置・非常用発電機稼働時）。」	騒音（敷地境界）「非定常時とする（脱臭装置・非常用発電機稼働時）。」の騒音保証値およびP151 第2章第3節10(1)オ(ア)の「非常用発電設備の排気、排風及び給気設備の騒音も含めて事業実施区域境界にて騒音基準値を遵守すること」に関して、脱臭装置、非常用発電機が稼働することは稀であり、非日常の状況であることから、脱臭装置、非常用発電機は騒音対象外とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
63	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	44	第1章	第7節	3	表1-28			騒音（敷地境界）	備考欄に「非定常時とする（脱臭装置・非常用発電機稼働時）」とありますが、非常用発電機は常用ではないため、騒音規制法から除外される例もあるかと思料しますが、当該運転条件で所定の騒音規制値を遵守しなければならないとの解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
64	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	49	第1章	第8節	5				契約不適合の改善補修	「契約不適合責任期間中に生じた契約不適合は、本市の指定する時期に建設事業者が無償で改善、補修すること。」につきまして、募集要項等で公表される運営契約書(案)においては、他の事例であるような、発注者への引渡しから3年を経過するまでの期間中に取った臨機の措置が施設の契約不適合による場合の費用負担は運営事業者側となっている例も見当たりますが、建設工事請負契約に基づく本施設の建設事業者から発注者への引渡しから3年を経過するまでの期間中、臨機の措置をとった原因が本施設の契約不適合による場合、当該措置は、建設事業者の責めに帰すべき事由に基づくものとみなし、当該措置に要した費用は全て建設事業者が負担するものとしていただくよう、お願いします。	ご意見として参考にいたします。
65	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	53	第1章	第12節	2				許認可申請	本事業の建物の申請は、確認申請と考えてよろしいでしょうか。もしくは「計画通知」となるのでしょうか。ご教示願います。	計画通知となります。
66	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	54	第1章	第12節	9				地域振興	本市内企業を積極的に活用する提案をすることとありますが、本市内企業とは本社、本店、支社、支店、営業所が含まれることでよろしいでしょうか。また、実施方針公表日までに貴市内に実在している会社のみとし、新たに設立することは不可と解釈してよろしいでしょうか。	前段のご質問について、本市内企業は、本市内に本店を置く企業とします。後段のご質問について、募集公告日以降に設立された会社は対象外とします。
67	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	55	第2章	第1節	1	(3)	ス		特記事項	「積載荷重を300kg/m ² としたとき、(たわみ量÷支柱距離)が1/500以下とする」とありますが、弊社の多くの実績工場では、180kg/m ² としたとき、(たわみ量÷支柱距離)が1/300以下で設計し、問題なく運用しております。ご指定の条件では柱や支持梁の仕様が過大になることが予想されるため、積載荷重については事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
68	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	59	第2章	第1節	11	(1)			断水対策	「プラント用水の受水槽は、常時、基準ごみ定格2炉運転時の使用量の1週間分以上の用水を確保」とありますが、非常時対応につき節水に配慮し必要最小限の使用量をベースに1週間分以上の用水を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
69	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	60	第2章	第1節	14				電波障害	電波障害調査は建設事業者で行い、障害があった場合の対策費用は所掌外とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
70	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	60	第2章	第1節	14				電波障害	電波障害調査は設計完了後施工前、施工中、施工後の計3回実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	60	第2章	第2節	1	(2)			ごみ計量機	「(2)数量 3基以上(入口用2基以上、出口用1基以上)」と記載があります。狭小敷地かつ搬入台数も比較的少ないことから、数量については事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目				タイトル	質問等の内容	回答	
72	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	62	第2章	第2節	2	(3)	ア	プラットホーム幅員	エネルギー回収型廃棄物処理施設とマテリアル推進施設のプラットホームを対面配置し、車両の安全通行に配慮した上で、一部プラットホームを共用してもよろしいでしょうか。 	プラットホーム等に記載の特記仕様を全て満足できれば問題ありません。
73	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	64	第2章	第2節	4	(3)	ア・エ	ごみ投入扉	「ア 能力：開閉時間10秒以内、エ 駆動方式：電動式（VVVF）」とありますが、弊社において実績の多い「開閉時間15秒、可変速無し」とすることをお認めいただけないでしょうか。	開閉時間については、明確な理由がありかつ、本市が妥当と判断した場合に変更を可とします。
74	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	64	第2章	第2節	4	(3)	エ	ダンピングボックス	「エ 駆動方式：電動式（VVVF）」とありますが、弊社の実績工場で問題なく運用している動作時間とする事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
75	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	65	第2章	第2節	5	(3)	ア	ごみピット容量	ごみピット容量は「2800m ³ 以上」と記載されていますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版より、ごみピット内のごみの圧密を考慮して比重を0.3t/m ³ 程度とし、有効容量を1900m ³ とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
76	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	65	第2章	第2節	5	(5)	イ	ごみピット	「ごみピット容量の算定は、投入扉下面の水平線（プラットホームレベル）以下の容量とすること。」とありますが、一方で、可燃性粗大ごみ切断機の排出口下端レベルは、この基準レベルより下に配されます。本件について特段考慮することなく、ごみピット容量を算定してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
77	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(5)	ケ	ごみピット	「ごみピットシュート部は・・・耐食性に優れたすべり面ライナー（SUS又は同等品以上（12mm以上））を設置すること」と記載がありますが、他案件にて耐摩耗性および耐腐食性に配慮した上で、鋼板の代わりに保護コンクリート増打や表面硬化剤で対応した実績もごさいます。すべり面ライナーについては、事業者提案とさせていただけないでしょうか。 上記が認められない場合、ごみ投入ホッパー・シュートの材質と同様にSS又は同等品とさせていただけないでしょうか。また、厚みは9mmとして対応させていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
78	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(5)	タ	ごみピット	「1 段ピットの場合、奥行きはごみバケット開き寸法の2.5倍以上確保すること」とありますが、2 段ピット採用時に寸法のご指定はありますでしょうか。	受入側は、ごみバケット開き寸法の1.5倍、貯留側（奥側）は2.5倍とします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答	
79	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	66	第2章	第2節	5	(5)	タ		ごみピット	1段ピットの場合とありますが、2段ピットの場合の受入ピット及び貯留ピットの奥行き寸法要求(ごみバケット開き寸法の○倍)はありますでしょうか。	質問回答No. 78を参照ください。	
80	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	67	第2章	第2節	6	(5)	サ		自動窓ガラス清掃装置	P67、P68、P177に記載の「自動窓ガラス清掃装置」の設置に関して、自動洗浄ではなく歩廊を設置し手動で洗浄する計画も比較的多くなっていることから、清掃の方法は事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。	
81	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	69	第2章	第2節	9				薬液噴霧装置	固定式の薬液噴霧装置は噴霧ノズルの液だれ、高所でのメンテナンスの発生、薬品使用量の増加、噴霧箇所の制限のデメリットがございます。可搬式噴霧器を使用すれば、必要な時に必要な場所において必要な薬液の噴霧が可能となり、薬液の消費量を低減することが可能です。薬液噴霧装置については「事業者提案による可搬式の提案も可とする」ことをお認め頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。	
82	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	76	第2章	第4節	1	(1)	ウ		ボイラ本体	「常用圧力[4.0]MPa以上(ボイラドラム出口)、蒸気温度[400]°C以上(過熱器蒸気出口)」とありますが、エネルギー回収率17.0%を満足する前提で常用圧力、蒸気温度は事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。	
83	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	77	第2章	第4節	1	(2)	オ		ボイラ鉄骨及び保温ケーシング	「ボイラ鉄骨は独立した構造とし、その水平力は建築構造物が負担しないものとする。」と記載がありますが、ボイラ鉄骨柱脚部については、水平荷重を負担させることでよいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
84	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	79	第2章	第4節	3	(2)			ボイラ給水ポンプ	数量が2基/1炉とありますが、実績がある3基/2炉(内1基交互運転)とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。	
85	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	80	第2章	第4節	6	(1)	ウ	(イ)	b	清缶剤注入装置 タンク容量	「薬品購入時に、最大日使用量の7日分以上」との記載がありますが、これは、薬品購入1ロットを最大日使用量(2炉運転時最大)の7日分以上とし、これにて運用可能な容量とすることとの理解でよろしいでしょうか。	災害発生時等により外部からの薬品補給が一定期間停滞した場合であっても、ごみ処理施設が安定稼働を継続できる能力を確保することを意図しています。従って、購入1ロットの数量を必ずしも規定するものではないとご理解ください。
86	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	80	第2章	第4節	6	(1)	ウ	(イ)		清缶剤注入装置	タンク容量として「薬品購入時に、最大日使用量の7日分以上」とありますが、在庫を含めて常時最大日使用量の7日分以上を備蓄すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	82	第2章	第4節	7	(5)	ア			連続ブロー装置	導電率計の形式として[白金黒電極式導電率計]とありますが、缶水の導電率測定において、より低い値を正確に測定が可能で実績多数のSUS電極式導電率計もお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
88	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	84	第2章	第4節	9	(1)	オ	(ア)		蒸気復水器 特記事項	「振動が建屋に伝わらない構造」と記載がございましたが、狭小敷地での配置となるため、蒸気復水器を工場棟と合棟または別棟とするかは事業者提案とさせていただけないでしょうか。	本特記事項は、蒸気復水器ヤードを別棟とすることを要求するものではありません。
89	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	85	第2章	第4節	11	(3)	イ			純水装置	純水装置の再生工程では、イオン交換塔に薬品(苛性ソーダ及び塩酸)を注入します。そのため、耐薬品性を考慮して、SS400+ライニングを選定してもよろしいでしょうか。 一方、SUS304は優れた耐食性を有しますが、塩化物を含む水溶液中では、応力腐食割れが起こりやすくなります。	SUS304又は同等品以上であることを前提条件として、ご提案を認めます。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
90	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	85	第2章	第4節	11	(3)	キ		純水装置	原水は[上水]使用とありますが、純水装置の設計に必要なため、上水の水質結果を提示願います。不可の場合は上水の採取を希望します。	既存ごみ処理場における上水の水質検査結果を募集公告時に提示します。また、柏崎市のホームページにて公開している、「令和5(2023)年度水道水の配水系統と水質検査結果」等もご確認頂けます。クリーンセンターかしわざきの上水水質として該当するのは、赤坂山浄水場の鏡町のデータとなります。
91	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	88	第2章	第5節	1	(1)	ウ	(オ)	減温塔	材質に[耐硫酸露点腐食鋼]とありますが、ガス滞留部に加温装置を設けて低温腐食対策を行うことを前提に事業者提案とすることをお認めいただけませんか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
92	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	90	第2章	第5節	3				HCl、SOx除去設備	(4)付属機器 ア 反応装置とは、P89の2ろ過式集じん器を指していると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	90	第2章	第5節	2	(5)	ス		ろ過式集じん器	弊社のろ過式集じん器はろ布交換にホイスを必要とせず、簡単に交換できる構造としております。従い、取替え用のホイスは除外してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
94	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	98	第2章	第6節	1	(9)			メンテナンス用荷揚装置	メンテナンス用荷揚装置の形式は、運搬物の重量を考慮し、事業者提案とさせていただきませんか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
95	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	102	第2章	第7節	4	(3)	ア		風道	「風速12m/s以下」とありますが、弊社実績工場で問題となっていない「風速18m/s以下」を採用することをお認めいただけませんか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
96	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第7節	7	(3)	イ		煙道	「厚さ6mm以上」とありますが、露点腐食に配慮した保温厚を確保し、弊社実績工場で問題となっていない「厚さ4.5mm以上」を採用することをお認めいただけませんか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
97	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	104	第2章	第7節	7	(5)	ア		煙道	「伸縮継手はインナーガイド付き」とありますが、ろ過式集じん器以降のダスト除去後は、弊社実績工場で問題となっていない範囲でインナーガイドの無いものの採用をお認めいただけませんか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
98	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	105	第2章	第2節	8	(5)	シ		煙突	「排ガス測定口付近が常に負圧となるように設計すること」とありますが、排ガス条件によって測定口が正圧となる可能性がありますので、協議させていただきませんか。	詳細は本市との協議により決定とします。
99	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	107	第2章	第8節	2	(5)	キ		焼却主灰押出装置	「機器内部の水素を強制的に安全に排除できる構造」とありますが、水素溜まりが考えられるヘッド部と焼却炉を連通させその圧力差で炉内への排気を確保する方法は当該記載を満足しますでしょうか。	焼却炉出口シュート部への接続で問題ありません。ただし水素ガスが滞留しない構造としてください。
100	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	107	第2章	第8節	4	(3)	ア		焼却主灰ピット	「常時、基準ごみ2炉運転時の主灰発生量の7日分以上を確保すること」とあるため、以下についてご教示願います。 ・最少の搬出頻度 ・1日当たりの搬出台数と搬出量	計画ごみ質から主灰発生量を推算した結果より、常時、基準ごみ2炉運転時の主灰発生量の7日分以上を確保することとご理解ください。(搬出頻度、搬出台数等は関係ありません)
101	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	108	第2章	第8節	5	(1)			灰クレーン	形式として天井走行クレーンとありますが、テルハ式の採用をお認めいただけませんか。テルハ式はクレーン性能として同等の機能を有しており、ガーダ上の必要スペースが小さくできる分、灰搬出車の高さ計画に余裕が生じます。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
102	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	109	第2章	第8節	5	(4)			灰クレーン 付属品	搬出車両積み込み用ホップの設置は、積み込み時に灰こぼれなど支障なく積み込みできることを前提に事業者提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
103	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	110	第2章	第8節	7	(1)	オ	(エ)	焼却飛灰貯留槽	「ジェットパッカー車等への搬出も可能なシステムを想定」とは、将来的に変更可能なスペースを見込んでおくということでしょうか。	ご理解のとおりです。
104	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	119	第2章	第2節	1	(3)	ウ		貯留容量	「2日分(172 m ³)以上」と記載がありますが、ご指定の処理能力6.7t/5hで単位体積重量0.1 t/m ³ 、2日分貯留ですと134 m ³ となります。134 m ³ と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	119	第2章	第2節	1	(3)	ウ		不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ貯留ヤード	「貯留容量[2]日分([172]m ³)以上」とありますが、14頁に公称能力6.7t/日(5h)とあり、単位体積重量0.1t/m ³ で計算しますと、67m ³ /日となり、2日分で、134m ³ となります。したがって、貯留容量134m ³ 以上と計画してもよろしいでしょうか。	質問回答No. 104を参照ください。
106	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	120	第2章	第2節	1	(5)	エ		摩耗対策	床スラブの摩耗対策としてI形鋼などの埋込が記載されていますので、他案件で実績のあるアングル材を埋込むことは認められるでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
107	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	120	第3章	第2節	2	(5)	エ		特記事項	「投入時の騒音を防止するため、受入ホップ内に吸音ゴムシートを貼る等の対策を講じること。」との記載がありますが、経験上ゴムシートの頻繁な交換が予想され、傷、刺さりなどによりごみの滞留の心配もあり、恒久的な騒音防止対策として維持が難しいと存じます。受入ホップが設置されるプラットホームは広い空間となり投入の際の音は敷地境界での騒音値に影響しないと考えられますので、付属については事業者提案としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
108	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	121	第3章	第2節	3	(3)	ア		不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ供給コンベヤ運搬物	「不燃ごみ単位体積重量[0.15]t/m ³ 、不燃性粗大ごみ単位体積重量[0.10]t/m ³ 」とあり、P119の不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ貯留ヤードでは不燃ごみ、不燃性粗大ごみ共に[0.10]t/m ³ とあります。どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
109	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	121	第3章	第2節	3	(4)			層厚調整装置	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ供給コンベヤ付属品の層厚調整装置ですが、供給コンベヤは傾斜角度がついていないので、ならし効果があります。したがって、層厚調整装置の設置については事業者提案としてよろしいでしょうか。 また、第3節2粗破砕物供給コンベヤ(高速回転式破砕機供給用)付属品の層厚調整装置の設置についても上記と同様に事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
110	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	121	第3章	第2節	3	(5)	カ		特記事項	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ供給コンベヤ付属品に「内外面のベルトクリーナ」の記載がありますがベルトコンベヤ以外の構造を採用する場合には付けられないため不要としてもよろしいでしょうか。 また、P123の第3節2粗破砕物供給コンベヤ(高速回転式破砕機供給用)付属品の「内外面のベルトクリーナ」についても上記と同様に不要としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
111	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	121	第3章	第3節	1				低速回転破砕機	不燃ごみ及び不燃性粗大ごみ貯留ヤードにおいて、小型のリチウムイオン電池や破砕不適物を処理規模6.7t/5hから手選別除去するのは十分な人員体制にして可能と存じます。 よって高速回転破砕機に投入する供給物から小型のリチウムイオン電池や破砕不適物を除去している前提で、防爆装置となる低速回転破砕機と粗破砕物供給コンベヤを「必要に応じて」とさせていただけませんか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
112	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	122	第3章	第3節	1	(3)	シ		低速回転破砕機 付属品のガス検知器、CO分析計、炎検知器	低速回転破砕機は引火性ガスの滞留を懸念する構造ではなく、下流の粗破砕物供給コンベヤで空気より重い引火性ガスが滞留いたします。 よって、ガス検知器、CO分析計、炎検知器は粗破砕物供給コンベヤ付属品としてよろしいでしょうか。 また、CO分析計はどのようなご想定での計器かご教示いただけますでしょうか。CO分析計は破砕機内で火災が発生した場合でも瞬時に検出されない可能性が高く、炎検知器を設置することで十分な火災検知対策になると考えております。CO分析計の設置については事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとしますが、CO分析計は削除します。
113	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	122	第3章	第3節	1	(3)	シ		付属品	付属に「排出コンベヤ」の記載がありますが、配置上特に必要とない場合において粗破砕物供給コンベヤ（高速回転式破砕機供給用）と兼用してもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
114	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	123	第3章	第3節	3	(3)	ス		高速回転破砕機 付属品の共通防振床盤、防振装置、排出コンベヤ（速度可変）	付属品に「共通防振床盤、防振装置」の記載がありますが、高速回転破砕機は振動が少ない堅型式とし、振動は独立基礎で抑え、周辺設備に伝播させない方式で計画いたしますので、振動がほとんどないことから、共通防振床盤、防振装置は「必要に応じて」と解釈してよろしいでしょうか。 また堅型式は、破砕機排出部からの排出量が一定量で安定しており、滞留が起りにくいことから、排出コンベヤも「必要に応じて」とさせていただけませんか。	共通防振床盤、防振装置の要件については、独立基礎の設置を条件にご提案を認めます。 排出コンベヤについては、ご提案を認めます。
115	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	123	第3章	第3節	3	(3)	ス		付属品	付属に「排出コンベヤ」の記載がありますが、第5節1の搬送コンベヤ類の方で仕様をお示しをすることでもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
116	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	124	第3章	第3節	4	(1)	ア		形式	形式に[ホイストクレーン]と記載がありますが、運搬物の重量、形状を判断し、実績の多い電動チェーンブロックを採用してもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
117	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	126	第3章	第4節	1	(2)	エ		風力選別装置	破砕アルミと可燃残さは単位体積重量の値が近く、風力選別装置設置により破砕アルミ回収率が低下が懸念されます。風力選別装置の設置がなくとも経験上、純度は十分確保できるため、風力選別装置は事業者提案としてもよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
118	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	127	第3章	第5節	1	(3)	ク		コンベヤ速度	特記事項シに「機能上必要なコンベヤ類において、速度はインバータ制御による無段変速とすること」とありますが、速度制御を行わなくても安定的に搬送できますので、インバータ制御については、事業者提案としてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
119	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	127	第3章	第5節	1	(4)			付属品	付属品に「過負荷警報装置」の記載がありますが、サーマルリレーも過負荷警報装置に含まれると理解してよろしいでしょうか。	過負荷装置には、サーマルリレーは含めません。
120	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	128	第3章	第5節	1	(5)	ス		特記事項	アルミ選別機の前段に振動コンベヤを採用する記載がありますが、不燃物可燃物分離装置により、残さの層厚を均一化が図れるため、アルミ回収率を確保することを前提に不要としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
121	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	128	第3章	第5節	2	(1)	オ	(オ)	特記事項	鉄類ストックヤードについては、鉄類貯留ホップから指定車両へ直接積み込み可能でかつ、御指定の貯留容量を確保できれば、設置しなくてもよろしいでしょうか。 また、(2)アルミ類ストックヤードについても上記と同じ理由により御指定の貯留容量を確保できれば、設置しなくてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
122	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	133	第4章	第1節	1	(5)			制御	消火栓ポンプに関しては、制御盤と合わせたユニット形式となっており、自動交互運転、故障時自動切替及び非常時の自動並列運転ができないため、消防認定品を設置するという事でよろしいでしょうか。また、P135 3ポンプ類の(2)特記事項イの「故障時には自動に交互運転に切り替わること」とありますが、上記の理由により、自動交互運転ができないため、消防認定品を設置するという事で、自動交互運転は対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお制御については、「用途に応じて」仕様を選定するものとします。
123	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	134	第4章	第1節	2	(2)	エ		水槽類	「エ プラント用水受水槽及び再利用水槽は、いずれも本施設稼働中に内部を点検できる構造とすること」と記載があり、必然的に2槽式となりコストアップに繋がります。稼働中で無く、停止中などに計画的に内部点検することをお認めいただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
124	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	137	第4章	第2節	1	(2)	イ		ごみピット排水移送ポンプ	数量は、2基(内1基倉庫予備)としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
125	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	137	第4章	第2節	1				ごみピット排水	ごみピット排水の処理方法は、事業者の実績に基づき提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
126	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	138	第4章	第2節	1	(5)	イ		ろ液噴霧ポンプ	数量は、2基としてもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
127	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	140	第4章	第2節	2	(2)			水槽類	表4-3水槽類仕様一覧(参考)の脚注に「薬剤タンクの容量は、薬剤搬入車(タンクローリー)の受け入れが可能なものであること」について、長期間保管すると劣化する薬剤もありますが、すべての薬剤タンクに適用されるのでしょうか。容量の大きいタンクはタンクローリーの受け入れを考慮しますが、少量のものは事業者の提案とさせていただけないでしょうか。	ご提案を認めます。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
128	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	141	第4章	第2節	2	(4)			塔・機器類	表4-5に汚泥脱水機の記載がありますが、脱水の要否は事業者が提案するプロセスにより決定させていただきたくお願いいたします。	ご提案を認めます。
129	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	142	第4章	第3節	2	(4)	イ、オ		配電電圧	プラント動力及び非常用動力の電圧は440Vとなっておりますが、50Hz地域では特殊品となりますので、維持管理性を考慮して汎用性の高い420Vとしてよろしいでしょうか。 また、P145 4 (3)ア プラント動力変圧器についても上記と同理由により440V→420Vとしてよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
130	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	147	第4章	第3節	8	(1)	ア		コントロールセンタ	低圧動力配電盤は、コントロールセンタのほか、ロードセンターから電源供給する方式としてもよろしいでしょうか。	末端での電気事故が、上位に波及しない保護回路構成であれば認めます。
131	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	149	第4章	第3節	9	(3)	エ (イ)	b	自動電圧調整装置	「発電機の出力容量オーバーに対する保護を設ける場合には、AQRとは別の独立した機能とすること」と記載されていますが、発電機可能出力範囲内となるようリミッターを設けることでよろしいでしょうか。	出力上限値を設定し、設定値に到達した時点で安全側に動作する機構を組むことを指示しています。
132	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	158	第4章	第4節	3	(3)			I T V装置	工場棟カメラのA、B、C、Dと外構カメラのQ、R、Sの備考欄にて回転雲台付とありますが、カメラ一体型のドーム型の採用は可能でしょうか。	採用場所・機能に合致したものであれば、採用を認めます。
133	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	159	第4章	第4節	3	(3)			I T V装置	表4-7 モニター設置条件について、中央制御室に設置するモニターの24インチ以上(必要数)は2台の80インチ以上を画面分割にて使用する計画でもよろしいでしょうか。	ご提案を認めます。
134	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	164	第4章	第5節	4	(3)	ア		洗車台数	洗車水量の算出のため、一日当たりの平均洗車台数、または洗車水量をご教示いただけますでしょうか。	洗車排水量としては、最大10m ³ /日程度を見込んでください。
135	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	170	第5章	第1節	2	(3)	ア		周辺地域への配慮	外観の色彩は、受注後に建設事業者が複数案を提案のうえ、本市と協議して決定することを予定しているとありますので、提案書で複数案提示してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	172	第5章	第1節	3	(2)	ア (イ)		車両動線計画	「構内道路の幅員は原則として、対面通行8m(2車線)、片側通行6m以上確保すること。」と記載されていますが、狭小地であることから、安全な車両動線を確保することを前提として、以下のとおりご提案してもよろしいでしょうか。 【ご提案】 ・対面通行(2車線) : 6m ・片側通行 : 4m 弊社運営実績(直近5年竣工) : 4施設	要求水準書(案)に記載のとおりとします。
137	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	173	第5章	第1節	3	(2)	イ (ク)		構内道路計画	「車両の通行する斜路については、勾配8%以下とすること」と記載されていますが、狭小地であることから、ランプウェイと同様に10%に緩和いただけないでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
138	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	173	第5章	第1節	3	(2)	イ	(ケ)	ロードヒーティング	車路や駐車場等、原則として構内道路等の車両動線上には工場棟の排熱を最大限利用したロードヒーティング設備を設けることを基本とすると記載がありますが、構内道路等の車両動線上の除雪の形式や方法についてはライフサイクルコストが最もメリットのある内容で事業者提案させてもらえないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
139	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	173	第5章	第1節	3	(2)	イ	(コ)	構内道路計画	「将来の車両動線整備に配慮」と記載がありますが、具体的なイメージをご教示いただけないでしょうか。	将来的に既存ごみ処理場と事業実施区域の間で車両の往來ができることが望ましいと考えております。
140	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	175	第5章	第2節	2	(1)	ア	(ケ)	クレーン架構	クレーン架構支持部はRC造又はSRC造と記載されていますが、クレーン架構を支持する片持ち梁は対象外と考えて鉄骨梁としてよろしいでしょうか。また、P189 第5章第2節4(4)ウの「ごみクレーンガーターレベルまでは原則RC造又はSRC造とし」についてもごみクレーンガーター受け梁自体は鉄骨梁としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	175	第5章	第2節	2	(1)	ア	(ケ)	蒸気復水器置場	蒸気復水器置場は、RC造又はSRC造と記載されていますが、蒸気復水器（支持鉄骨架構を含む）の床までをRC造又はSRC造という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
142	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	176	第5章	第2節	2	(1)	イ	(イ)	g 換気モニター	「炉室には換気モニターを効率的に設け…」とありますが、第4節 建築機械設備工事 3 換気設備工事 (4)に「排気温度を原則として外気温度+10℃以下に抑えること」とあるため、効率的に炉室内の換気を行うため炉室の排気は換気モニターに替えてルーフファンを設置してもよろしいでしょうか。	「排気温度を原則として外気温度+10℃以下に抑えること」については、修正しますが、ルーフファンの設置も可とします。
143	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	178	第5章	第2節	2	(1)	イ	(リ)	c 消防署との協議	本事業に関して、所轄消防や建築住宅課など所轄官庁への訪問は入札図書提出までの期間において、可能でしょうか。また、これまで御市にて行った協議に関して、資料がありましたらご掲示をお願いします。	募集公告以降に所管官庁への訪問は不可とします。質問事項については、募集要項に示す手続きに従ってください。
144	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	180	第5章	第2節	2	(2)	イ	(ア)	エントランスホール	「屋外の出入口には防水板等を設け、建物内へ浸水しないような対策を講じること」と記載がありますが、ハザードマップでは、敷地の一部は家屋倒壊等氾濫想定区域に含まれておりますが、浸水エリアに含まれておりません。通常、防水板の高さは浸水高さに合わせて設置しますが、浸水エリアに指定されていないことから防水板は不要と考えてよろしいでしょうか。設ける必要があれば、防水板の高さを決める根拠として設置を要望された理由及び浸水高さをご教示願います。	「屋外の出入口には防水板等を設け、建物内へ浸水しないような対策を講じること」については、文言を削除します。
145	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	182	第5章	第2節	2	(2)	オ	b	見学者用便所	「バリアフリー性に配慮し…全てのフロアに設けること。」と記載されていますが、配置フロアについては、利便性を考慮した上で事業者提案とさせていただけないでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおりとします。
146	要求水準書（案） 第Ⅰ編 設計・建設業務編	183	第5章	第2節	2	(2)	ウ	(エ)	洗車棟	「床面及び各水槽内面は、防水仕上げとすること」と記載がありますが、洗車用途が1階部で下階に室を設けない場合、床面の防水仕上げではなく、水密性コンクリートの使用とさせていただけないでしょうか。	「防水仕上げとすること」は削除しますが、各面はコンクリート素地ではなく、水分や汚れの浸透・付着、摩耗等防止のため、何らかの仕上げを施して下さい。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
147	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	183	第5章	第2節	2	(3)	ウ	(ア)	洗車棟	「洗車のためのスペース3台分設けること。」と記載があります。一方、洗車装置として、頁164 4-(4)-イでは「同時2台以上が洗車可能」とも記載があります。以上のことから、洗車棟スペースは、洗車能力に合わせた2台分という理解でよろしいでしょうか。	洗車のためのスペースは2台分とします。
148	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	184	第5章	第2節	3	(3)			見学・学習機能計画	「自由に見学ルートを周回できる」との表現がありますが、これは回廊のような見学通路をイメージされてのことでしょうか。行き止まりの見学通路であっても見学対象、学習設備等を機能的に配置したことで、周回を演出し当該ご要求を満たすものとして頂けないでしょうか。	ご提案を認めます。
149	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	185	第5章	第2節	3	(4)	オ		表5-3 見学対象設備	「マテリアルリサイクル推進施設の見学対象については、本市と協議の上決定のこと」と記載されていますが、見積精度を上げるために、具体的にご指示していただけないでしょうか。	事業者の提案とします。
150	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	188	第5章	第2節	4	(3)	エ		残土	「場外搬出が生じる場合は、建設事業者が事業実施区域外へ搬出し、適切に処理すること」と記載があります。場外搬出先に指定はありますか。	指定はありません。
151	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	189	第5章	第2節	4	(5)	ア	(ア)	鋼製杭	「鋼製杭を使用する場合は塩分濃度を確認のうえ防食対策を施すこと」と記載されていますが、鋼管杭に腐食代を考慮することでよろしいでしょうか。また、付近の塩分濃度を示した資料をご提示していただけないでしょうか。	防食法も合わせ、対策を検討して下さい。なお、付近の塩分濃度を示した資料はありません。
152	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	189	第5章	第2節	4	(5)	ア	(ウ)	塩害対策	「屋根、外壁、外部に面する建具、屋外に設ける階段、タラップ、屋外設置の機器の材料はステンレス製とするなど、耐塩性を考慮して選定すること」と記載があります。以下①～③の仕様・仕上げとさせていただけないでしょうか。 ①屋外に設ける階段、タラップは、P.175に「屋外に設置される鉄骨は原則溶融亜鉛めっき仕上げ」と記載がありますが、ステンレス製ではなく溶融亜鉛めっき仕上げまたは耐候性塗装仕上げとしてよろしいでしょうか。 ②シャッターはスラットが通常溶融亜鉛めっき鋼板となっていることから鋼製の上耐候性塗装仕上げとしてよいでしょうか。 ③窓やガラリはP.29に「窓等の建具は、枠をアルミ製とし」と記載があります。窓・ガラリはアルミ製として考えてよろしいでしょうか。	①のご質問については、溶融亜鉛メッキ仕上げとしてください。 ②のご質問については、溶融亜鉛メッキ仕上げとしてください。 ③のご質問については、ご理解のとおりです。
153	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	191	第5章	第2節	5	(2)	イ		内部仕上げ	プラットフォームなど床洗いをを行う部分の下階直下部に室を設ける場合、防水施工が必要と考えますが、床洗いをを行う部分の下階直下部に室を設けない場合は、防水施工は不要と考えてもよろしいでしょうか。	下階無しの場合、防水施工は不要とします。
154	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-5内部仕上げ表(参考)	表 5-5 内部仕上表 炉室、油圧装置室、焼却飛灰処理設備室、電気室、排ガス処理設備室の壁仕上げに関して、コンクリート打放し補修の表記のみのため、「押出成形セメント板又はALC板」を追記していただけないでしょうか。	ご提案を認めます。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
155	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(1)	ウ		表5-4外部仕上げ表(参考)	プラットフォーム、ごみピット及び炉室、排ガス処理室上屋の屋根仕上げに関して、シート防水、アスファルト防水が併記されていますが、屋根材に合わせて選択するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(1)	ウ		表5-4外部仕上げ表(参考)	ごみピット及び炉室、排ガス処理室上屋の屋根仕上げに関して、カラーガルバリウム鋼板(断熱仕様)と記載がありますが、断熱性能が期待でき、臭気に対しても優位な材料であるALC版を追記していただけないでしょうか。	ご提案を認めます。
157	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-5内部仕上げ表(参考)	焼却飛灰処理設備室の床仕上げに関して、灰積出しで車両が走行される部分を表面強化耐摩耗塗床、その他の部分を防じん塗装と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-5内部仕上げ表(参考)	蒸気タービン発電機室、非常用発電機室の床仕上げに関して、室の特性を考え、P.178に記載がありますとおり、床仕上げは合成樹脂塗床ではなく、コンクリート金ごての上防じん塗装としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	192	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-5内部仕上げ表(参考)	電気室の床仕上げに関して、フリーアクセスフロアと防じん塗装が併記されていますが、コンクリート金ごて上フリーアクセスフロアとし、フリーアクセスフロア内を防じん塗装という意図と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	193	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-6内部仕上げ表(参考)	表 5-6 内部仕上表 ホップステージ、プラットフォームの壁仕上げに関して、外部仕上げの外壁仕上げにALC板が記載されておりますので、ALC板の追記をいただけませんか。また、押出成形セメント板に関して塗装仕上げが記載されていますが、押出成形セメント板やALC板に関して、弊社において採用実績の多い素地とさせていただけないでしょうか。	前段のご質問について、内部仕上げにALC板も可とします。 後段のご質問について、ご提案を認めます。
161	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	193	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-6内部仕上げ表(参考)	プラットフォーム監視室の床仕上げに関して、アスファルト防水を標準仕様とされていますが、水洗いを行う部屋ではないため、アスファルト防水は不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	193	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-6内部仕上げ表(参考)	プラットフォームの床に「アスファルト防水」が記載されていますが、プラットフォーム直下に部屋が有る場合と考えてよろしいでしょうか。また、必要な場合は水密性コンクリートの対応でもよろしいでしょうか。	下階無しの場合、防水施工は不要とします。
163	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	193	第5章	第2節	5	(2)	ク		表5-6内部仕上げ表(参考)	各便所の床仕上げに関して、「磁器タイル、ビニル床シート」と記載されているのは「磁器タイル又はビニル床シート等」と理解してよろしいでしょうか。また、このように2種の仕上げ材が併記されている室は、事業者でどちらか使い分けて計画してよろしいでしょうか。(例タイルカーペット、ビニル床シート)	ご理解のとおりです。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
164	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	194	第5章	第3節	2	(2)	ア		表5-7駐車場計画	敷地が狭小のため従業者用の車室サイズは一般的な2.5m×5.0mとさせていただけないでしょうか。	車室サイズは、一般来場者・本市職員用も含めて2.5m×5.0m以上とします。
165	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	194	第5章	第3節	2	(2)	イ		動線	構内道路から駐車場への出入り口は、搬入出車両動線及びメンテナンス車両動線とは別に設けることと記載がありますが、従業員用駐車場を一般来場者・本市職員用、バス駐車場と分離させた場合、従業員用駐車場は搬入出車両動線及びメンテナンス車両動線と分ける必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	195	第5章	第3節	2	(2)	カ		駐車場工事	大型バスの駐車場は「3台が駐車可能であれば、…」と記載がありますが、頁194の表5-7では「2台」と記載があります。大型バスの駐車場の必要台数は2台という理解でよろしいでしょうか。	3台とします。
167	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	197	第5章	第4節	3	(4)			炉室換気	「排気温度を原則として外気温度+10℃以下に抑えること」とありますが、その場合排気口の局所温度(最高温度)となりますので、炉室内の温度条件(平均温度)が外気温度+10℃以下とさせていただけないでしょうか。	「排気温度を原則として外気温度+10℃以下に抑えること」については削除します。
168	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	199	第5章	第4節	8	(1)			エレベーター設備工事	「見学者用及び従業者用は別々に適正数設けること」と記載されていますが、見学者と市職員様が使用するエレベーターは共用しても問題ないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	1	(1)			整備する仮施設	上水、電話・放送・LAN通信も既存ごみ処理場から供給と考えてよろしいでしょうか。その場合、上水ならびに弱電の取り合い点をご教示願います。	上水、電話、放送は敷地内の取合い点から引き込みとお考え下さい。質問回答No22を参照ください。
170	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	1	(1)			整備する仮施設	仮設事務所棟及び仮設計量棟は本事業で解体・撤去対象となっていることから、プレハブ式とし、リース品による対応としてもよろしいでしょうか。	仮設事務所棟及び仮設計量棟について、プレハブ式(リース品)による対応でも構いません。
171	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	1	(2)	イ		解体・撤去する対象施設	現沈砂槽に関して図面無しとのことですが、適正な見積及び公平性の観点から想定される大きさ、埋設深さなどご教示願います。	沈砂槽の深さは2m程度です。詳細は、募集公告時に公表する要求水準書添付資料を参照ください。
172	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	204	第6章	第1節	1	(2)			解体・撤去する対象施設	解体・撤去するにあたり建築物除却届が必要と思われませんが、本届出は御市所掌と考えてよろしいでしょうか。	建設事業者の所掌とします。
173	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	207	第6章	第1節	3	(1)	カ	(ア)	給湯設備工事	給湯設備工事に多目的トイレの記載がありますが、衛生設備工事には多目的トイレの記載がありません。仮設事務所棟には多目的トイレは必要なのでしょうか。	仮設事務所には多目的トイレが必要です。
174	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	207	第6章	第1節	3	(2)	ア	(ア)	動力設備工事	受変電電気室に設置されている電灯盤・動力盤に必要容量を満たした空きブレーカーがあると考えてよろしいでしょうか。また、受電電気室内に仮施設用の配電盤や動力盤、分電盤を設置するスペースがあると考えてよろしいでしょうか。	既存ごみ処理場の電気室における電灯盤・動力盤の空きブレーカー及び電気室内のスペースについて、募集公告時に公表する要求水準書添付資料を参照ください。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
175	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	207	第6章	第1節	3	(2)	ウ	(イ)	その他電気設備 工事	「工場棟内の電話主装置に接続するものとする」と記載がありますが、電話主装置が設置されている場所についてご教示願います。	現状、電話主装置は、事務所棟に設置しています。
176	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	208	第6章	第1節	5	(4)	ウ		リーダポスト	「リーダポスト(通話設備、カメラ、自動料金清算が可能なこと)」と記載ありますが、カメラの撮影対象及びモニタの設置場所をご教示願います。また、既設リーダポストは自動料金清算機付きでしょうか。	カメラの撮影対象は、受付作業、計量作業、計量前の渋滞状況を確認する目的であり、モニタの設置位置は仮設事務所棟です。なお、既存ごみ処理場において、リーダポストに自動料金清算機能は付いておりません。
177	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	208	第6章	第1節	5	(5)	イ		特記事項	「データは、既存ごみ処理場の中央操作室へデータ転送を行うこと。」と記載ありますが、データ形式はCSVファイルでよろしいでしょうか?データ転送方式を既設と同じとする場合、既設データ方式をご教示願います。	データ形式はCSVファイルで結構です。なお、データ通信も不要とし、仮設計量棟でデータとして取り出す形でも構いません。
178	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	208	第6章	第1節	5				仮設計量機	既存ごみ処理場からの電源供給元、中央制御室への電路をご教示願います。	質問回答No174及び質問回答No177を参照ください。
179	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	209	第6章	第1節	6				仮設沈砂槽	現沈砂槽の位置及び既存ごみ処理場へのプラント用水引込位置をご教示願います。	現沈砂槽は、要求水準書添付資料1で示している図面上の「受水槽」です。既存ごみ処理場へのプラント用水引込位置は、既存ごみ処理場使用区域に現存するろ過塔に接続してください。詳細は募集公告時に公表する要求水準書添付資料を参照ください。
180	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	209	第6章	第1節	5	(5)	シ		特記事項	「車両認識方式は、既存ごみ処理場と同等のICカード方式を標準とすること。」と記載ありますが、既設を踏襲する場合、ICカードの仕様、車両データ、計量データの様式を開示願います。	詳細については、募集公告時に公表する要求水準書添付資料を参照ください。
181	要求水準書(案) 第I編 設計・建設業務編	211	第6章	第2節	2	(3)			解体・撤去工事 概要	「解体・撤去に際して基礎及び杭も含めた地下構造物も全て撤去すること。」と記載があります。また、「万が一残置物が発生する場合には、残置物をプロットした図面を作成すること」と記載があります。本施設の施工に問題が生じない地下構造物や杭は撤去せず、残置物をプロットした図面を作成し、提出することによろしいでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、(4)環循適発第2109301号・環循規発第2109302号の通知に基づき、残置することで生活環境保全上の支障が生ずるおそれが無く、地盤の健全性・安定性を維持する又は撤去した場合の周辺環境への悪影響を防止するための措置となる場合には、残置とすることができます。
182	要求水準書(案) 第II編 運営業務編	3	第1章	第1節	6				運営業務期間	「運営事業者は、本市が基幹的設備改良工事を実施せずに本施設を約30年以上使用する計画であることを前提として運営業務を行うものとする。」とありますが、契約期間外の補修リスクは明記すべきではないと考えます。事業者側で余分なリスク費や補修費用を計上することに繋がり、自治体側にも不利益が生じると考えます。時期運営契約の計画が行われる際に、施設の劣化状況、経済情勢、ごみ量・ごみ質などの諸条件から、改めて運営委託費の見積や大規模補修の必要性を検討すべきと考えます。	要求水準書(案)に記載のとおりとします。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
183	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	8	第1章	第2節	16				保険	「本市は、本施設の所有者として、(公社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定であり、当該共済会の共済基金分担金は、運営事業者が負担すること。」とありますが、運営事業者が負担する場合、入札公告時には、運営事業者が負担すべき金額は公表されるとの理解でよいでしょうか。	共済基金分担金は、本市の負担とします。
184	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	8	第1章	第3節	16				保険	「なお、本市は、本施設の保有者として、(公社)全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済を付保する予定であり、当該共済会の共済基金分担金は、運営事業者が負担すること。」とございますが、御市が本施設の保有者であることから、共済基金分担金は御市のご負担でお願いいたします。	質問回答No183の回答をご参照ください。
185	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	8	第1章	第2節	17				発電側課金による費用の負担	「運営事業者は、発電側課金による費用を本市に変わって代理支払いすること。」とありますが、運営事業者が代理支払する必要がある具体的な項目は、2024年度から導入される「発電側託送料金(系統連系受電サービス料金)」との理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
186	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	13	第3章	第2節	1	(6)			受付管理	「ごみを混載して搬入する者に対して、・・・」と記載がありますが、対象者は直接搬入者と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
187	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	14	第3章	第3節	(2)				搬入管理	展開検査について、ごみ投入扉前又はダンピングボックスに少しずつ荷下ろしして検査する等の可搬式の展開検査用コンベヤを設置しない方法での提案は可能でしょうか。	ご提案は認めません。
188	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	14	第3章	第3節	(5)				搬入管理	「粗大ごみについて、搬入された品目を本市が定める分類で記録すること」とありますが分類の要領(本市が定める分類の品目、想定される発生量kgやm ³)について、ご教示願います。	本市の「資源物・ごみの分別ガイドブック」に示す分類を基本として考えています。
189	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	14	第3章	第3節	(8)				搬入管理	スプリング入りベッドについて、「スプリングを分離した上で適正に処理」とありますが、処理要領について、スプリングは適切に保管し、その他はせん断後に焼却と考えてよろしいですか。	ご理解のとおりです。
190	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	16	第3章	第11節					性能試験の実施	性能試験について、「運営事業者が本市と合意した期日に実施」とありますが、35頁の令和28年度(2046年度)(運営開始後18年目)に実施する引渡し性能試験と同じと考えてよろしいですか。	本節の性能試験については、要求水準書(案)第Ⅰ編設計・建設業務編の表1-27～表1-30に示す試験項目のうち、運営開始初年度に実施するものとします。
191	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	23	第5章	第3節	表5-1				業務期間中の測定項目	熱灼減量の測定頻度が「1回/2月(各炉)」とありますが、「1回/1月(各炉)」ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	要求水準書(案) 第Ⅱ編 運営業務編	28	第7章	第4節	(1)				見学者対応	行政視察については本市が対応するとありますが、議員視察も含まれることよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

新ごみ処理場整備・運営事業 実施方針等に係る質問・意見に対する回答

柏崎市

No.	資料名	頁	項目						タイトル	質問等の内容	回答
193	要求水準書（案） 添付資料-1	—							事業実施区域	赤線で示された「新ごみ処理場工事区域（本事業実施区域）」の南側、鯖石川に面した部分は家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されているかと思えます。災害時にも安定稼働ができることを前提として、該当エリアには建屋の建設は不可だが、道路の敷設は可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	要求水準書（案） 添付資料-1	—							事業実施区域	事業実施区域及び既存ごみ処理場使用区域、家屋倒壊等氾濫想定区域が示された図面データ（DXFデータ）をご提示いただけないでしょうか。	募集公告時に公表する募集要項等を参照ください。
195	要求水準書（案） 添付資料-7	—							搬入車両台数 （参考）	添付資料「搬入車両台数実績」に※「窓口受付件数とは、少量の一般持込ごみの件数を指し・・・」とありますが、直営、委託、許可業者、直接搬入以外に注記の窓口受付件数の搬入車両があると想定してよろしいですか。	直営、委託、許可業者、直接搬入以外に注記の窓口受付件数の搬入車両はありません。